

## 平成 27 年度精神障害者等雇用促進モデル事業（南関東ブロック） 企画競争仕様書

### 1 件名

精神障害者等雇用促進モデル事業（南関東ブロック）

### 2 実施期間

委託契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

### 3 事業の趣旨

精神障害者については、就労意欲の高まりが見られる中、平成 26 年障害者雇用状況報告によれば、従業員 50 人以上の企業で雇用されている精神障害者は約 2 万 8 千名となっており、一定の増加は示しているものの、企業においては精神障害者の雇用についてのノウハウが乏しく、そのために精神障害者の雇用を躊躇する現状がある。

一方、平成 25 年 6 月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）」により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられることに併せ、発達障害が法の上で明確に位置づけられたことにより、精神障害者及び発達障害者（以下「精神障害者等」という。）のさらなる雇用促進が求められている。

そこで、精神障害者等を雇用する前段階において必要とされる精神障害者等の障害特性に応じた職域開拓や精神障害者等に対する支援体制の整備等について、精神障害者等の雇用に取り組む意欲のある企業に委託することにより、精神障害者等の雇用・定着のノウハウを構築し、精神障害者等の雇用に対する取組を支援する。さらに、事業を実施した企業からの精神障害者等の雇用・定着に係る報告をもとに、その好事例やノウハウを他の企業に広く周知することにより、精神障害者等の雇用を促進する。

### 4 事業の概要

企業の創意工夫による精神障害者等の雇用・定着のノウハウを構築するため、例えば以下に掲げられる事業を実施するものとする。

なお、平成 26 年度にモデル事業を受託している企業においては、新たに雇い入れた障害者の職場定着に重点を置いた事業内容とすること。

なお、（8）の報告書の作成は必ず実施すること。

- （1）精神障害者等の雇用に関する職場内の理解促進に資する事業
- （2）精神障害者等が働きやすい雇用管理制度の導入
- （3）精神障害者等の障害特性に応じた職域の開拓
- （4）職場におけるサポート体制の整備
- （5）地域の保健・医療・福祉施設等との連携体制の構築
- （6）精神障害者等が働きやすい職場環境の整備

- (7) 新規雇用した精神障害者等に対する研修の実施
- (8) 事業実施により構築した精神障害者等の雇用・定着ノウハウに係る報告書の作成

## 5 事業経費として措置できるもの

### (1) 委託費の対象経費

委託費で措置する経費は、精神障害者等の障害特性に応じた職域開拓や精神障害者等に対する支援体制の整備等、精神障害者等の雇用・定着に要する経費を対象とする。

なお、委託費で措置する経費の例は以下のとおりである。精神障害者等雇用・定着のためのノウハウの報告書の作成に要する費用も対象経費とする。

#### イ 精神障害者等の雇用に関する職場内の理解促進

- ① 精神障害者等雇用のための雇用促進チームの設置
  - a 会議開催に係る外部有識者に対する謝金、旅費
  - b 会議開催に係る資料作成経費、会議費等
- ② 精神障害者等への理解促進を図るための社内広報
  - a 社員向けリーフレットの作成経費
  - b 精神障害者等についての理解促進を図る社内講習会の講師謝金、旅費等
- ③ 就労移行支援事業者等障害者の就労に向けた訓練を行う機関の視察
  - a 就労移行支援事業者等の視察に要する旅費、謝金等

#### ロ 精神障害者等が働きやすい雇用管理制度の導入

- ① 短時間勤務制度の導入
  - a 先進企業の視察に要する旅費、謝金等
- ② 精神障害者等の通院のための休暇取得制度の導入
  - a 先進企業の視察に要する旅費、謝金等

#### ハ 精神障害者等の障害特性に応じた職域の開拓

- ① 職域開拓のためのコンサルティングの実施
  - a コンサルティング経費
- ② 精神障害者等雇用の先進企業の視察
  - a 視察に要する旅費、謝金等

#### ニ 職場におけるサポート体制の整備

- ① 外部の精神科医の委嘱
  - a 精神科医の委嘱経費、相談謝金等
- ② カウンセラーの委嘱
  - a カウンセラーの委嘱経費、相談謝金等
- ③ 主治医による相談
  - a 相談謝金等
- ④ 障害者の職場適応を容易にするための本人に対する支援や事業所内の調整等を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成
  - a 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する第2号職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める研修に要する費用、旅費等

- ⑤ 精神障害者等を支える社内サポーターの養成
    - a 社内サポーターの養成研修に係る講師謝金、資料作成費等
  - ホ 地域の保健・医療・福祉施設等との連携体制の構築
    - ① ケース会議の開催
      - a 会議開催に係る外部有識者に対する謝金、旅費
      - b 会議開催に係る資料作成経費、会議費等
  - へ 精神障害者等が働きやすい職場環境の整備
    - ① 精神障害者等がグループ就労するための部署の整備（軽微なものに限る。）
      - a パーテーションの設置経費
      - b 精神障害者等が就労する部署において要する備品の整備（パソコンの借料等）
    - ② 休憩室・カウンセリングルームの整備（軽微なものに限る。）
      - a 休憩室・カウンセリングルームの設置・整備経費
      - b 休憩・カウンセリングに要する備品の整備経費
  - ト 新規雇用した精神障害者等に対する研修の実施
    - ① ソーシャルスキルトレーニング等職場適応のための訓練の実施
      - a 研修講師謝金、旅費等
      - b 研修資料作成経費
    - ② 新規採用者全般に対して実施する研修での精神障害者等に対する特別の配慮の実施
      - a 精神障害者等に対する特別の研修講師の謝金、旅費等
      - b 精神障害者等に対する特別の研修資料の作成経費
- (2) 委託費の対象経費に係る留意点
- イ 委託費の対象となる人件費
    - 人件費については、新規雇用した精神障害者等のサポート体制の整備のため、精神保健福祉士、臨床心理士、ジョブコーチ等の専門人材を新規に雇用した場合に限り、委託費の対象経費とすることができる。その際、当該人材の人件費（基本給、各種手当、諸税及び負担金を含む。）については、200万円を上限とする。
  - ロ 間接経費
    - 事業の実施及び関係機関との連絡調整等に要する光熱水料、通信料等の間接経費については、事業に係る経費の2割を上限とする。
  - ハ 各種助成金との関係
    - 委託費の対象とした経費について、国または独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給する各種助成金の対象として各種助成金を受給した場合には、当該経費について委託費の支払いを行わないものとする。また、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）の就労継続支援（A型）事業を運営する法人にあっては、法人が提供する就労支援に係るサービスの利用者については委託費の対象としない。なお、委託費の支払いの後に、これら委託費の対象外の経費について支給があったことが判明した場合は、当該経費についての委託費の返還を求めるものとする。

また、事業実施期間中においては、雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 5 号に規定される中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の申請は認めないものとする。

## 6 その他

### (1) 事業実施に当たって留意すべき事項

#### ① 一部再委託

本事業の一部を再委託する場合は、再委託する範囲及び合理的な理由・必要性について記載すること。

### (2) 企画書の作成要領

① 企画書については、別添の「平成 27 年度精神障害者等雇用促進モデル事業(南関東ブロック)に関する企画書(ひな形)」に基づき作成すること。

② 企画書の表紙には、標題を「平成 27 年度精神障害者等雇用促進モデル事業(南関東ブロック)に関する企画書」と記載し、提出者の名称を記載すること。

③ 企画書は、A4 用紙縦置き横書きとし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係で前記によれない場合はその限りではない。枚数制限はないが、表紙の次ページよりページ番号を記載すること。